平成２１年（フ）第７１７８号
神戸市北区有野台７丁目14番の12、前住所大阪府豊中市宮山町２丁目21番38―111号
債務者　森田　信作
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏信
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１８７号
大阪市此花区西九条２丁目11番16―102号
債務者　市位　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　圭子
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３１７号
大阪府三島郡島本町江川２丁目15番６―204号
債務者　田村久仁子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　嘉夫
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２２７９号
福岡県大野城市若草１丁目12番６号
債務者　篠﨑ひろみ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３３８号
福岡市博多区西月隈５丁目19番36―402号
債務者　濵部　　純
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０９号
福島県いわき市四倉町細谷字大久保89番地の７
債務者　新妻江美子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２１３号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1950番地２　灰野住宅
債務者　早川　幸司
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１９５号
岐阜県大垣市南若森６丁目23番地１　ベルメゾン若森１―Ｃ
債務者　坂口　　実
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１３８９号
愛知県安城市赤松町的場16番地　石川アパート６
債務者　渡邉　守夫
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２３５号
名古屋市守山区大谷町３番14号　レオパレス21ＲＸ小幡106号
債務者　田中　弘一
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４３号
愛知県愛西市勝幡町塩畑2594番地、住民票上の住所愛知県海部郡甚目寺町本郷字郷中１番地　ロイヤルコープM206号
債務者　木村真理子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６０２号
愛知県津島市神守町字中田面41番地
債務者　小林さおり（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２０号
三重県伊勢市二見町三津241番地１
債務者　工村美奈枝
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
三重県鳥羽市安楽島町649番地
債務者　寺本　昌子
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
滋賀県長浜市勝町898番地、前住所大阪府守口市寺方元町２丁目８番23号
債務者　岡本　忠男
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2690番地
債務者　藤原　桂生
1　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第８７号
群馬県沼田市下川田町209―１―１号、住民票上の住所群馬県利根郡川場村大字生品1162番地
債務者　戸部　　守
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第７号
東京都三鷹市中原１丁目８番９号　マルセイハイツ205、申立時の住所群馬県利根郡みなかみ町湯原728番地
債務者　須藤　宗一
1　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係